第４版

文書番号	T102
承認者	ラボラトリマネジメント 八幡　信広
承認日	２０２３年１０月５日

検査のご案内

株式会社鹿光生物科学研究所

１．ご依頼

検査内容や検体の種類、数、納期、費用、見積の依頼など、まずは下記の宛先にお問い合わせ下さい。

株式会社鹿光生物科学研究所 食品衛生検査室　〒340-0805 埼玉県八潮市鶴ケ曽根 730-5
TEL 048-995-9711 / FAX 048-995-6186 / e-mail support@rokkou-co.jp

２．検査受託

当検査所の受託検査は別紙の規約（検査業務契約）に基づいて行われます。つきましては同規約をご確認頂き、内容についてご同意頂ける場合のみ、検査依頼書をご送付下さい。検査依頼書を受理した時点で、当該規約にご同意を頂いた上で検査受託の申し込みをされたものとさせて頂きます。なおご不明な点がございましたらお問い合わせ下さい。

３．受付

当検査所宛に検体と依頼書を送付（またはお持ち込み）頂きます。

・検体量は 25ｇ以上を推奨しますが、満たない場合はご相談下さい。

・検体と検査依頼書をセットで送付下さい。

到着後、受領の旨および検査結果報告予定日を検査依頼書の返送（メールまたは FAX）にてご連絡致します。なお、お問い合わせの際には返送致します検査依頼書に記載の受付番号が必要になりますので、大切に保管下さい。

３．検査

検体受付から結果のご報告までに通常、下記に示したお時間を頂いております。お急ぎの場合はご依頼時に予めご相談頂いた上、検査依頼書の至急欄にチェックを入れて提出して下さい。

一般生菌数：7 営業日 ／ 大腸菌群：10 営業日 ／ 真菌数：10 営業日 ／ 酵母数：10 営業日

４．お支払い

料金は原則的に前納制とさせて頂いております。料金が決まり次第、請求書を送付致しますので、お振込手続をお願い致します。

５．検査報告書の発行

検査終了後、お支払いを確認させて頂いた後に検査報告書１通を発行し、検査依頼書でご指定頂いた方法（ご郵送、FAX、メール）で送付致します。副本又は英語版などが必要な場合はお問い合わせ下さい（手数料別途）。

６．検体保管

検体は受領から検査報告書の発行後 2 週間まで、検査依頼書ご指定の温度帯にて保管致します。検査結果等についてのお問い合わせはこの期間内にお願いします。検体は原則としてお返しせず、当検査所で廃棄させて頂きます。返却をご希望の場合は検査依頼書の「検体の返却を希望する」欄にチェックをお願い致します。また返却する際は、検査依頼書で指定された「保管温度」にて着払いで対応させて頂きます。

確認事項

・検査報告書の発行後は検査報告書上の依頼者名、検体名共に変更できません。

・至急でのご依頼の場合、検査料金は 5 割増しとなります。

・検査報告書の再発行は、発行後 5 年以内とさせて頂きます（有料）。

規約（検査業務契約）

当検査所では以下の規約に基づき検査を実施しております。つきましては本規約をご確認の上、規約の内容に合意頂ける場合のみ、検査依頼書を送付下さい。検査依頼書の受理により、同意頂いた上で本規約（検査業務契約）の申し込みを頂いたものとさせて頂きますので予めご了承下さい。

第 1 条

本規約は当検査所が取り扱う全ての検査業務について適用されます。但し、個別に契約を締結している場合は当該契約書記載の条件が適用されます。

第 2 条

当検査所に対する検査依頼書の送付をもって、検査依頼書記載内容の検査業務の委託の申込とみなします。また、当検査所から発送される検査依頼書の確認書面（受領の押印のあるもの）の到達をもって、本規約（検査業務契約）の成立とします。

第 3 条

検体の取り扱いに関して以下の点につきましてはご依頼者様での対応をお願い致します。

・検体の送付に係る送料はご依頼者様がご負担ください。
・送付される検体量が所定の検体量（25g 以上推奨、満たない場合は相談後両者で合意を得た量）であることをご確認下さい。
・検体（容器）には検体の識別情報（検体名、ロット番号等）が明記されていることをご確認下さい。
・検体は異物混入のおそれがない内外装がされた状態であることをご確認下さい。
・必要な情報が記載された所定の検査依頼書を事前若しくは検体提出時に提出されることをご確認下さい。
・検体を当検査所が受領するまでの管理については一切の責任を負いかねます。検体送付にあたり特別な保全措置が必要な場合は必ず事前に御連絡の上、当検査所の担当者にご相談下さい。

第 4 条

検査費用のお支払い条件につきましては当検査所の Web サイトもしくは見積書などをご確認下さい。検査料金の表記はいずれも税別となっております。当検査所から発行する請求書をご確認の上、所定の期日までにお支払いをお願い致します。なお、至急でのご依頼の場合、検査料金は 5 割増しとなります。

通常検査と至急検査の違いは以下の通りです。

通常検査：至急検査以外の検査
至急検査：接種日または培養完了日が非営業日にあたる場合の検査

第 5 条

検査方法につきましては、ご依頼者様からの指定がない限り、当検査所が適切と判断した方法で検査を実施致します。検査方法の指定を希望される場合は事前にご相談下さい。

第 6 条

当検査所は ISO/IEC 17025 規格の認定を受けた試験所※です。

当検査所が実施した検査はご依頼者様から提供された検体に対してのみであり、当該検体を含む母検体について、検査検体と同内容の結果を保証するものではありません。

検査には万全を尽くすよう努力致しますが、検査結果の取り扱い、もしくは検査結果の判明により生じる一切の問題において当検査所は何らの責任も負いかねます。

※ISO/IEC 17025:2017 認定範囲：食品、健康食品、食品添加物の食品衛生検査指針に基づく一般生菌数、大腸菌群、真菌数、酵母数の試験

第 7 条

検査結果は検査報告書として郵便、メール添付、手渡し、FAX など、ご依頼者様の指定した方法で提出致します。検査報告書の発行後は検査報告書上の依頼者名、検体名共に変更できません。

なお、同書面そのものの複写を第三者への開示や販売促進資料として利用することは可能ですが、記載データ、当検査所の商号、ISO マークなどに対する加筆訂正など、同書面の信頼性を損なうおそれがある一切の行為は固くお断りします。

一部を抜粋しての利用を希望される場合などは必ず事前に当検査所に連絡をお願い致します。検査報告書の再発行は有料にて発行後 5 年以内とさせて頂きます。

第 8 条

迅速な検査を心掛けておりますが、場合によってはお時間を頂く場合がございますので予めご了承ください。ご指定の納期がある場合は事前にその旨ご相談ください。

第 9 条

当検査所は豊富な知見を有しておりますが、検体の特性、性質によっては当検査所で十分な検査結果を出すことが困難な場合もございます。しかしながらその場合でも検査費用は発生しますので、予めご了承下さい。もし気になる点などございましたら事前にその旨をご相談ください。

第 10 条

当検査所はご依頼者様からご要望があった場合、途中経過の報告も対応致しますが、その内容につきましては検査報告書の内容を何ら保証するものではないことをご了承ください。

第 11 条

本検査業務において知り得た事項については、ご依頼者様およびご指定先、または法令等に基づく開示請求等を受けた場合以外には、開示致しません。

第 12 条

ご依頼者様の個人情報ならびに企業情報は、検査等にかかわるご連絡及び、当検査所が実施しております業務案内や各種情報の提供に限り利用致します。